

## 議題第 2 2 号

### 県指定文化財の解除に伴う告示について

#### 1 対象

県指定文化財

名称	男神像及び女神像（四軀）
種別	有形文化財（美術工芸品）
所在地	高千穂町大字三田井1037
所有者	宗教法人高千穂神社
指定年月日	昭和34年7月10日

名称	下北方地下式横穴5号出土品（一括）
種別	有形文化財（美術工芸品）
所在地	宮崎市大字芳士岩永迫2258番地3 みやざき歴史文化館
所有者	宮崎市
指定年月日	平成20年3月31日

#### 2 解除理由

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により、令和2年9月30日付け文部科学省告示第118号で重要文化財に指定されたため。

#### 3 告示案

##### 宮崎県教育委員会告示第〇号

次の表に掲げる宮崎県指定有形文化財が令和2年9月30日付け文部科学省告示第118号により重要文化財に指定されたことから、宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第5条第3項の規定により同日付で当該宮崎県指定有形文化財の指定を解除されたので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和2年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日隈 俊郎

種別	名称	所在地	所有者
県指定有形文化財	男神像及び女神像（四軀）	高千穂町大字三田井1037	宗教法人高千穂神社
県指定有形文化財	下北方地下式横穴5号出土品（一括）	宮崎市大字芳士岩永迫2258番地3 みやざき歴史文化館	宮崎市

【根拠】

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）

第2章 県指定有形文化財

（解除）

第5条 県指定有形文化財がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 （略）

3 県指定有形文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があったときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

○文部科学省告示第百十七号  
 文化財保護法（昭和二十五年法律第百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二十一条第一項の規定により認定された物に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表の下欄のように重要文化財に指定したので、文化財保護法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。  
 なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第 条第 項の規定による認定は取り消す。  
 令和二年九月三十日  
 文部科学大臣 萩生田光一

上欄	中欄	下欄	欄
紙本墨書豊臣秀吉自筆辞世和歌 一冊 昭和八年文部省告示第三十二号	血判起請文（十通） 豊臣秀吉朱印状丹後長役陣立書（一通） 四卷	豊臣秀吉辞世和歌（一通） 豊臣家臣等血判起請文（十通） 豊臣秀吉朱印状丹後長役陣立書（一通） 二卷	所有者 大阪府大阪市 北區中之島 一丁目二〇番地 關保菅

（歴史資料の部）

上欄	中欄	下欄	欄
太刀銘源左衛門尉信國 一冊 昭和十一年文部省告示第一号	橋徳川家関係資料 一、文書・記録類 二、書画・典籍類 三、器物類 四、写真 四千七十七点 二百二十四点 四百五十七点 十四点	橋徳川家関係資料 一、文書・記録類 二、書画・典籍類 三、器物類 四、写真 四千七十七点 二百二十四点 四百六十点 十四点	所有者 茨城県茨城県水戸市 筑前町九七 八八番地 史館保菅
太刀銘一 一冊 昭和十一年文部省告示第一号	同上	同上	同上
太刀銘一 一冊 昭和十一年文部省告示第一号	同上	同上	同上

○文部科学省告示第百十八号  
 文化財保護法（昭和二十五年法律第百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。  
 令和二年九月三十日  
 文部科学大臣 萩生田光一

名称及び員数	所有者	住所
紙本金地著色夏秋漢流四輪木其一筆 一雙 室君絹本著色六曲屏風 一雙 松岡映丘筆 一雙 平福百穂筆 一雙 絹本金地著色六曲屏風 一雙 絹本著色天台三祖師像 一幅 絹本著色阿弥陀如来像 一幅	公益財団法人根津美術館 公益財団法人水戸文庫 公益財団法人水戸文庫 公益財団法人水戸文庫 公益財団法人金蓮寺 宗教法人金蓮寺	東京都港区南青山六―五―一 東京都文京区白台二―一―一 東京都文京区白台二―一―一 滋賀県大津市坂本六―一―七 京都府京都市北区西室藤林町一―四

名称及び員数	所有者	所有者の住所
絹本着色満濟像 土佐行広筆 自賛及び永享六年四月十七日の自筆開眼供養裏書がある 絹本着色義賢像 絹本着色義禿像 天正十三年七月義演の開眼供養裏書がある 絹本着色義演像 寛永四年六月十二日堯円の開眼供養裏書がある 絹本着色覚定像	宗教法人醍醐寺	京都府京都市伏見区醍醐伽藍町一
(彫刻の部) 木造千手観音立像 快勢作 (本堂安置) 像内に塩船寺本尊、文永元年十二月、大仏師法眼快勢等の銘がある 木造二十八部衆立像 (所在本堂) うち八軀の像内に文永五年、同六年、建治二年、弘安十一年、定快作等の銘、うち二軀の台座に永正九年、法橋弘円等の銘がある	宗教法人観音寺	東京都青梅市塩船一九四
木造明嚴正因坐像 院応作 像底に明岩老師尊像、貞治四年、仏師院応等の朱書銘、 像内に貞治四年、作者院応等の墨書銘がある	宗教法人正伝庵	神奈川県鎌倉市山ノ内四三九
木造十一面観音坐像	宗教法人賢林寺	愛知県小牧市藤島町居屋敷二六七
木造観音菩薩立像	宗教法人勝光寺	京都府京都市下京区中堂寺西寺町一一二
木造如意輪観音坐像	宗教法人随心院	京都府京都市山科区小野御霊町三五
木造能面應見 千種作 応永二十年二月、千草左衛門大夫作の刻銘がある	宗教法人奈良豆比古神社	奈良県奈良市奈良阪町二四八九
木造二天王立像 (頭部欠) 附二天王像頭部	宗教法人金剛山寺	奈良県大和郡山市矢田町三五〇六
木造神像 (男神坐像) 女神坐像 一 附 木造神像	宗教法人高千穂神社	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井一〇三七
(工芸品の部) 菊螺鈿鞍 金銅密教法具 五鈷杵 種子五鈷鈴 うち一口に貞応三年、うち一口に仁治二年の刻銘がある	独立行政法人国立文化財機構 (東京国立博物館保管) 宗教法人法音寺	東京都台東区上野公園一三一九 山形県米沢市御廟一五一一三
染分縮緬地襷菊青海波文様及禪染振袖	丸紅株式会社	東京都中央区日本橋二一七一

附 土師器残欠

十七点  
(墳丘出土)

長崎県福井洞窟出土品

一、土器片

一、石器

附 剥片・削片・碎片

十八点  
二百六十九点  
三百四十三点

佐世保市(佐世保市博物館島瀬美術センター保管)

長崎県佐世保市八幡町一〇

宮崎県下北方五号地下式横穴墓出土品

一、金垂飾付耳飾

一、銀装大刀

一、金属製品

一、石製玉

一、ガラス製品

附 一、鉄製品残欠

一、四号地下式横穴墓出土品

二点  
一点  
百五十点  
三十六点  
二十二点  
二百三十九点  
二十九点

宮崎市(宮崎市生目の杜遊古館保管)

宮崎県宮崎市橘通西一一一

(歴史資料の部)

長久保赤水関係資料

一、地図・絵図類

一、文書・記録類

一、典籍類

一、書画・器物類

八十四点  
二百七十九点  
二百七十四点  
五十六点

高萩市(高萩市歴史民俗資料館保管)

茨城県高萩市本町一〇〇一

東京市営乗合自動車(円太郎バス)

河内屋可正関係資料

京都電気鉄道電車(京都市交通局二号電車)

○文部科学省告示第百十九号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表の下欄のように改めて重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和二年九月三十日

(彫刻の部)

文部科学大臣 萩生田光一

明治四十四年、梅鉢鉄工場製 一両

壺井眞

東京都新宿区西新宿二一八一

宗教法人平安神宮

滋賀県守山市欲賀町一九八五

京都府京都市左京区岡崎西天王町九七

能面延命冠者

奉施入白山権現御宝篋(正応四年三月)

〇〇日の銘がある

上

欄

名称及び員数

一面

関係告示

昭和三十一年文化財保護委員会告示第二十六号

翁

老女

名称及び員数

二面

延年(古実式三番)所用面

一、翁  
一、若女

宗教法

岩手県西磐井郡平泉町平泉字衣関二〇二

名称及び員数

一面

奉施入白山権現御宝篋(正応四年三月の銘がある)

一、老女

所有者

所有者の住所

名称及び員数

一面

宗教法

岩手県西磐井郡平泉町平泉字衣関二〇二

もくぞうしんぞう だんしんざぞう じよしんざぞう  
「木造神像（男神坐像一 女神坐像一）二軀」



男神坐像



女神坐像

みやざきけんしもきたかたごごうちかきよこあなほしゆつどひん  
「宮崎県下北方五号地下式横穴墓出土品」



出土品一式



(一部拡大)